

# 第1章

## 計画策定の 基本的な考え方

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）が目前に迫り、我が国の人口減少・少子高齢化はますます進展しています。団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、85歳以上の人口が総人口の約25%になり高齢者の中の高齢化が進むとともに、現役世代が著しく減少し、世代間の不均衡などから、様々な社会の変化が起きることが想定されます。

本市においても、総人口が減少する中、75歳以上高齢者数は令和12年まで増加し、その後急速に減少します。現役世代は年々減少し、令和22年には1人が1.3人の高齢者を支える構造になる見込みです。

今後、高齢化が進むことで医療や介護が必要になる人が一層増加する一方、現役世代の減少から医療や介護を担う人材の圧倒的な不足が懸念されます。そのため、医療・介護を担う人材の確保が急務であり、あわせて、高齢になっても健康で自立した生活を送るための取組を重点的に行うことが必要です。

さらに、支援の現場に目を向けると、高齢者の介護者が障がい者であったり、高齢の親が病気になり、ひきこもりの中高年の子が生活に困窮したりするなど、複合的で複雑化した課題を抱える世帯が増加していることから、これからは分野横断的に世帯をまるごと支援する体制が求められます。

三条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、地域共生社会の実現に向け、障がい福祉や生活困窮者などの多分野との連携を強化しながら、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムの理念に基づき、医療、介護、生活支援の不足資源を相互に補完する取組を加速し、「生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」を目指し、各種施策を展開するため、本計画を策定しました。

## 2 計画の性格・位置付け

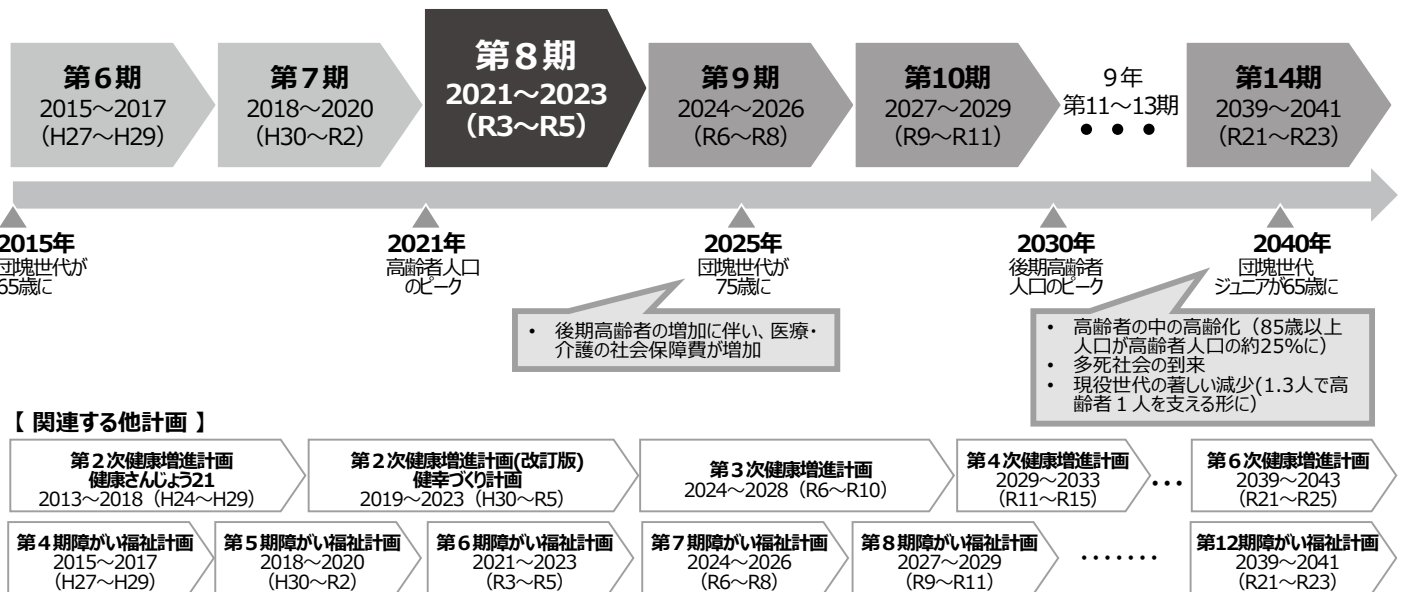
本計画は、少子高齢、人口減少社会に適切に対処していくという観点から策定した「三条市総合計画」（計画期間：平成27年度～令和4年度）を上位計画とし、その基本理念等を踏まえ、高齢者福祉・介護保険事業の個別計画として策定しました。

また、本計画は老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体の計画として策定し、関連する健康増進計画及び第6期障がい福祉計画と整合性を図っています。

あわせて、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する、成年後見制度の利用促進に関する市町村計画を包含します。

## 3 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としています。



## 4 介護保険法等の改正

地域共生社会の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）の公布により、介護保険法、老人福祉法、社会福祉法等の関係法律が改正されました。

その概要は、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講じるものです。

### 【介護保険制度改正の主な概要】

1 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援
2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
4 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

## 5 計画の推進体制等

### (1) 策定体制

本計画は、被保険者、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者及び被用者保険等保険者を委員とする「三条市介護保険運営協議会」での審議を踏まえて策定しました。

### (2) 市民の意見反映

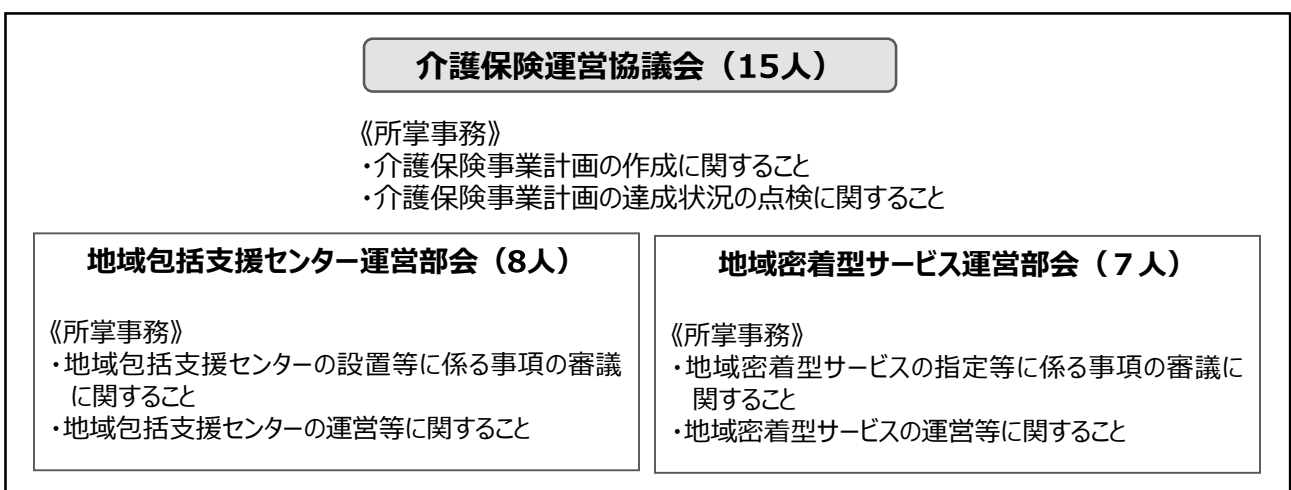
計画策定に当たっては、地域の実情に即した介護保険事業等を効果的に推進していくため、令和2年4月に「三条市高齢者実態調査」を実施し、65歳以上の要支援・要介護の認定を受けていない方及び要支援1・2の方を対象に介護予防や日常生活、高齢者のニーズに関する内容について、また、在宅で要支援・要介護の認定を受けている方とその介護者を対象に介護実態について把握し、その結果を計画に反映させました。

また、令和3年2月に第8期計画（案）についてのパブリックコメント(\*1)を実施し、広く市民の意見を反映しました。

### (3) 計画の検証及び見直し

本計画に定める各年度の達成状況の点検及び評価について、三条市介護保険運営協議会において毎年度検証を行います。また、施策等の進捗を踏まえながら、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとしします。

#### 【介護保険運営協議会】



※地域包括支援センター運営部会は介護保険法施行規則第140条の66第2項、地域密着型サービス運営部会は介護保険法第42条の2第5項等を根拠として設置しています。

\*1 市の基本的な施策などの策定過程において、市民誰もが閲覧できるよう施策の案を公表し、その案に対する市民の意見を反映させる機会のこと

## 6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域(\*2)については、第7期計画（平成30年度）から6圏域を設定しています。地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、地域包括支援センターを中心に民生委員・児童委員や自治会といった地域の関係者との連携をより強固にして行く必要があることから、引き続き「6圏域」を日常生活圏域として設定しました。

【日常生活圏域の設定】



日常生活圏域	
嵐北圏域	第二中学校区、第三中学校区
嵐南圏域	第一中学校区、本成寺中学校区
井栗大崎圏域	第四中学校区、大崎中学校区
大島圏域	大島中学校区
栄圏域	栄中学校区
下田圏域	下田中学校区

※日常生活圏域は、中学校区域を基本としています。

圏域	総人口	65歳～74歳	75歳～	高齢者人口	高齢化率
		人口	人口		
嵐北	22,561人	3,089人	4,078人	7,167人	31.8%
嵐南	27,876人	4,327人	4,665人	8,992人	32.3%
井栗大崎	22,694人	3,686人	3,527人	7,213人	31.8%
大島	4,173人	504人	523人	1,027人	24.6%
栄	10,458人	1,757人	1,678人	3,435人	32.8%
下田	8,755人	1,600人	1,671人	3,271人	37.4%

※住民基本台帳 令和2年3月31日現在

\*2 住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した圏域